「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」 運営方針(案)

1 開催趣旨

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(以下「懇談会」 という。)の下に設置されるWGとして、移動通信システム等にかかる電波制度について、デジタル変革時 代において電波の公平かつ能率的な利用を促進する観点から、より専門的な検討を行い、本懇談会に報 告することを目的として開催する。

2 名称

本WGは、「移動通信システム等制度ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

次の事項に関する専門的検討を行う。

- (1) 電波の利用状況調査の在り方
- (2) 周波数の割当て方策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 懇談会座長は、必要に応じて、本WGに出席することができる。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (8) 主査は、更に検討を深めるため、必要に応じて、タスクフォースを開催することができる。
- (9) タスクフォースの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。
- (10) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。 ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれが ある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開 する。

6 開催期間

本WGは、令和3年2月から開催する。

7 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」 構成員 一覧

(敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順)

(主査代理) 藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授

飯塚 留美 ー般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター

黒田 敏史 東京経済大学経済学部准教授

巽 智彦 東京大学法学部·法学政治学研究科准教授

永井 徳人 光和総合法律事務所弁護士

中島 美香 中央大学国際情報学部准教授

【オブザーバー】

株式会社 NTTドコモ

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

UQ コミュニケーションズ株式会社

Wireless City Planning 株式会社